

11/29 福井

医療保険料軽減措置を縮小

75歳以上329万人負担増

案直しから
見直し
17年度から

厚生労働省が2017年度から予定する公的医療保険制度の見直し案の全容が28日、分かった。75歳以上の後期高齢者医療制度では、所得が比較的低かったり、扶養家族だったりした人ら計329万人を対象に、保険料の特例軽減を廃止し、段階的

に引き上げる。医療費の自己負担に月ごとの上限を設ける。高額療養費制度でも、70歳以上の優遇措置を縮小する。厚生労働省は、後期高齢者医療と高額療養費の見直しで、17年度にそれぞれ国費350億円

の抑制を見込む。30日の社会保障審議会の部会で提案し、来月上旬までに与党と調整して最終決定する。75歳以上が支払う保険料の軽減措置には①所得に応じた部分②定額部分③の2種類があり、合わせて900万人以上が対象となっている。このうち74歳まで専業主婦

ら扶養家族だった人(169万人)の定額部分は、9割の軽減を17年度に5割に縮小。18年度には77歳以上で軽減を廃止し、保険料は現在の月380円から約10倍に引き上げる。所得に応じた保険料は現在徴収していないが、77歳以上は18年度から支払うようになる。また年金収入が年153万〜211万円の160万人を対象に、所得に応じた保険料を5割軽減している特例も17年度に廃止する。